

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民商常務理事 西尾 栄一

4月25日朝11時より禰屋裁判の第17回公判が岡山地方裁判所で行われました。今回から裁判長が中田幹人判事から江見健一判事に代わりしました。新裁判長は、法廷が開場される前に判事席に座って傍聴人が入場するのを迎えました。閉廷後も先に退場するのではなく、そのままの状態で傍聴人の退場を見送りました。法廷内の全員が起立・礼をして開会、閉会を示すような「式」もありませんでした。新裁判長は「ゆっくりこの事件を見てみたい」との希望で、予定されていた今後の日程も変更され、次回の公判は6月15日となりました。この間集められた署名は11万4千筆を超えたことが閉廷後の集会で報告されました。吹田民商が、昨年以降で提出した署名は4400筆を超えました。

この日は「公判手続きの更新」の手続きが行われ、被告人である禰屋さんの意見陳述、そして、弁護団から谷弁護士が法人税法違反(ほう助)について、原田弁護士が税理士法違反について意見陳述しました。新裁判長は、禰屋さんに座る位置を確認したり体調を気遣う声を掛けたりして心配りをしていましたが、閉廷後の弁護団との打ち合わせの席でも、「(3人の意見陳述が)裁判官を説得しようとする気持ちも伝わってききました」との感想を述べられたそうです。3人の意見陳述は傍聴していた全員が拍手をしたくなるような理路整然と、そして、堂々としたものでした。

義母の世話ができなかった悔しさを涙と怒りで告発

禰屋さんは冒頭「私は無罪です」と大きく元氣な声で主張しました。法人税法違反については、① I建設の会計作業はI夫人がやっており、「建設大臣」には触れたことでもない。自分はIの指示に沿って作業をしただけである。② I夫人から「夫は余命いくばくもない」と言われ、会員であるI建設を守るために税務署への対応をした。③ I夫人からは「税金を安くしてほしい」などといった依頼は一度もなかった。④ 帳簿等の移動はIの娘が言いだし私に押し付けたものである、と陳述しました。税理士法違反については起訴状に書いてある会員は自分で日常的な記帳を行っている。自分は会計ソフトに入力しただけである。できあがった申告書等は会員が確認し署名捺印しており申告書は会員自身が作成したものである、と陳述しました。涙ながらに裁判長に訴えたのは、58日間の身柄拘束の理不尽さです。① 本犯であるI夫妻は一度も拘束されていない。② 保釈の10日後に義母が亡くなった。既に会話すらできない状態だった。義母は「私に手がかかるから帰ってこないのではないかと」言っていたと知り、悔しくてたまらない。③ 検察官や公安警察官から「上からの命令でしゃべらないのか」とか、黙秘しているのに、勝手に書き上げた調書に「押印してくれ」と言われた。④ 取り調べでトイレに行かせてもらえず膀胱炎になった。⑤ 唯一の防寒具だった服を「次回からきてくるな」と検察官から言われた。⑥ 食事とトイレと運動以外は正座することを強いられた。⑦ 家族との面会や手紙のやり取りも許されなかった、と訴えました。何度もくじけそうになったが、署名を集め、傍聴席をいつも満席にしてくれている方々が私を支えてくれている。私は無罪です。

「建設」「たまり」なく、禰屋さんに利益供与なし
 続いて谷弁護士が法人税法違反(ほう助)について意見陳述しました。まず、「禰屋さんは無罪である」としました。① I建設に不正の認識はない。ほ税の故意はない。② 仮に、I建設に法人税減額の意図があったとしても「たまり」(隠し財産)がない。「たまり」のない事案であれば、通常は修正申告や更正決定であり、刑事罰にはならない。③ 重加算税賦課の有無を検察庁や国税庁に資料開示を求めたが開示されていない。賦課されていない可能性がある。この事件は刑事事件にするような悪質な事案ではないのではないかと。④ 禰屋さんはI建設の決算期の書類作成をサポートしたにすぎない。I建設からの利益供与もされていない。禰屋さんはほう助も、故意もない。よって法人税法違反補助罪は成立しない。⑤ 検察官は木嶋査察官を証人にして行為に評価・解説を行った。弁護人にもそのような証人として、山室税理士を証人として採用するように申請する。

「結社の自由」と「申告納税権」の推進者を

罰してはならない

最後に原田弁護士が税理士法違反について意見陳述しました。まず、「禰屋さんは無罪である」としました。① 禰屋さんの行為は、申告ソフトの入力手順に従って機械的に入力したものであり「作成」ではなく「代書」にあたる。② 禰屋さんは、時間的な余裕がなかったり、高齢であったり、知識が乏しいなどの理由で申告書の自力作成が困難な自営業者の自主申告をサポートする役割を果たしている。禰屋さんは会員とともに申告納税権を推進する役割を果たしてきた。その行為に税理士法52条を適用することは、結社の自由を侵害するとともに、民商会員の申告納税権を間接的に侵害することになる。③ 税理士法第59条、第52条で禰屋さんを処罰することは、「納税の適正」を侵害していない人を処罰することになり、実体的・デュール・プロセス違反として憲法第31条違反となる。処罰する対象は「私利を図つてみだりに他人の税務に介入することを反復する行為」を処罰すればよいのであり、禰屋さんの行為はこれに当たらない。この分野の証人として全商連の太田副会長等を採用するように求めました。

禰屋さんの裁判は2014年4月25日から始まり、今回で丁度2年です。まだまだ続きそうです。禰屋さんは、428日間の拘留で、うつ病にもかかり、視力が衰え両目の白内障の手術も受けたそうです。まだ、民商の役員さんや小原・須増さんと会うこともできず、倉敷民商の事務所にも行くことを認められていないそうです。このような様々な理不尽を許してはならないとの思いを再度確認しながら帰ってきました。



商工新聞は経営のヒント・いろいろの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
 会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう